

神山町介護サービス事業経営戦略

令和3年2月

神山町

1. 計画期間

令和2年度から令和7年度までとします。(本年度を除く5年間)

2. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適／非適の区分	非適用	事業開始年度	平成10年度
事業の内容	老人デイサービスセンター	指定管理者制度導入状況	導入済み (利用料金制)

②施設

施設名	神山町デイサービスセンター	定員	25人 (第8期介護保険事業計画より)
延床面積	407㎡	居室床面積	—
サービス日数	310日 (令和元年度実績)	年延利用者数	5,130人 (令和元年度実績)

(2) 現在の経営状況

指定管理者制度(利用料金制)を導入しています。事業運営に係る経費は介護報酬で賄っており、指定管理料の支払いは実施していません。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

平成22年4月より指定管理者制度(利用料金制)を導入し、経営の健全化を図りました。地域の実情に精通した指定管理者である法人が長年培ってきたノウハウやネットワークを活用し、地域の特性や介護需要に沿った安定的なサービスの提供と経費削減に取り組んでいます。

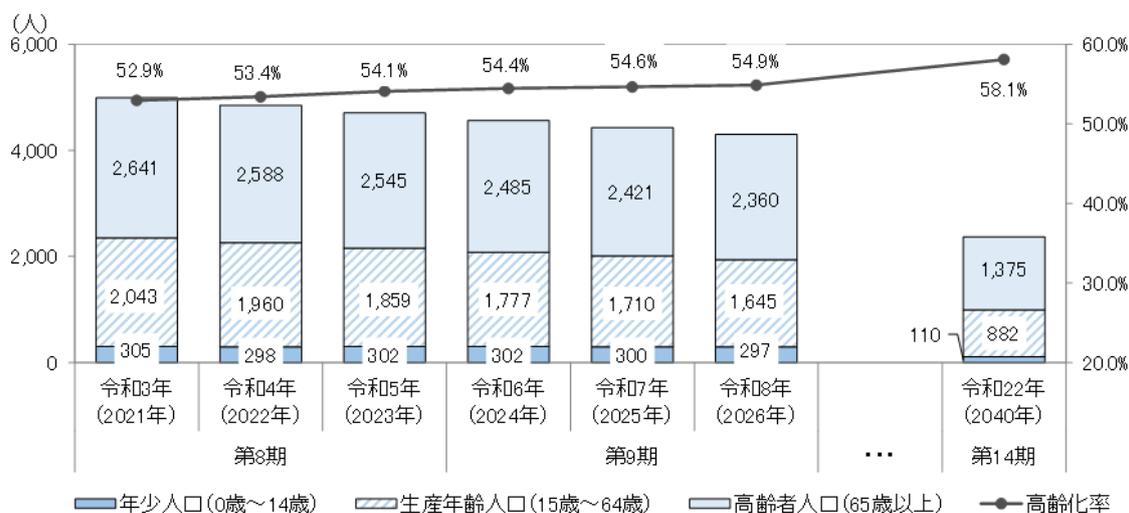
3. 将来の事業環境等

(1) 総人口と高齢者人口の推計（第8期介護保険事業計画より）

本町では総人口、高齢者人口ともに減少する傾向にあります。計画期間の最終年である令和7年に総人口は4,431人程度となり、高齢者人口は2,421人程度となる見通しです。

区分	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
総人口	4,989	4,846	4,706	4,564	4,431	4,302	2,367
年少人口(0歳～14歳)	305	298	302	302	300	297	110
生産年齢人口(15歳～64歳)	2,043	1,960	1,859	1,777	1,710	1,645	882
40歳～64歳	1,287	1,242	1,183	1,143	1,099	1,052	656
高齢者人口(65歳以上)	2,641	2,588	2,545	2,485	2,421	2,360	1,375
65歳～74歳(前期高齢者)	1,129	1,099	1,052	984	938	891	381
75歳以上(後期高齢者)	1,512	1,489	1,493	1,501	1,483	1,469	994
高齢化率	52.9%	53.4%	54.1%	54.4%	54.6%	54.9%	58.1%
総人口に占める75歳以上の割合	30.3%	30.7%	31.7%	32.9%	33.5%	34.1%	42.0%

単位:人



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。令和22（2040）年のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

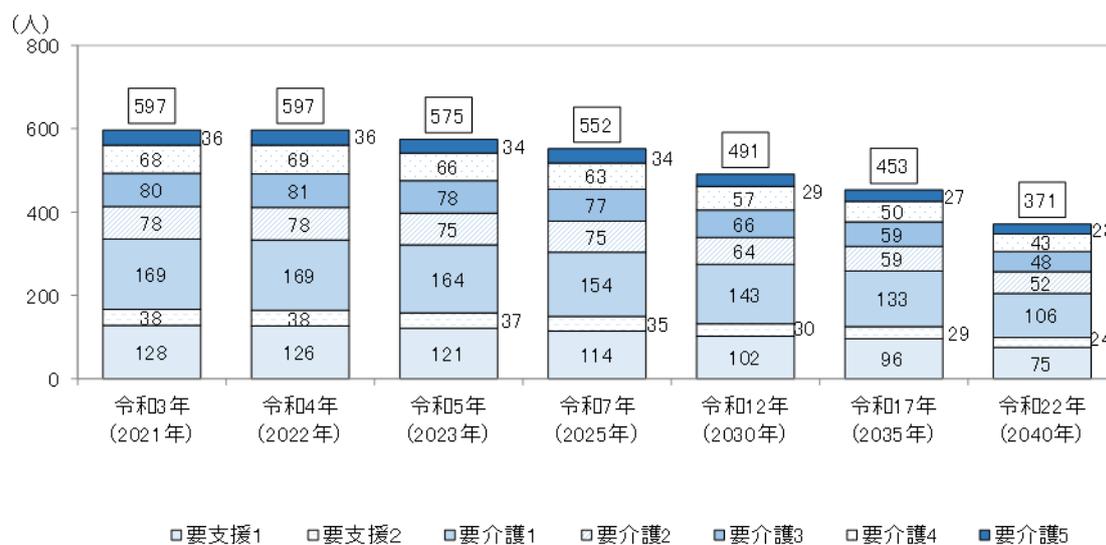
※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

(2) 要介護・要支援認定者数の推計（第8期介護保険事業計画より）

要介護・要支援認定者数は、わずかに減少し、計画期間の最終年である令和7年に552人程度となる見通しです。

単位：人

区分	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
要支援・要介護認定者数	597	597	575	552	491	453	371
要支援1	128	126	121	114	102	96	75
要支援2	38	38	37	35	30	29	24
要介護1	169	169	164	154	143	133	106
要介護2	78	78	75	75	64	59	52
要介護3	80	81	78	77	66	59	48
要介護4	68	69	66	63	57	50	43
要介護5	36	36	34	34	29	27	23



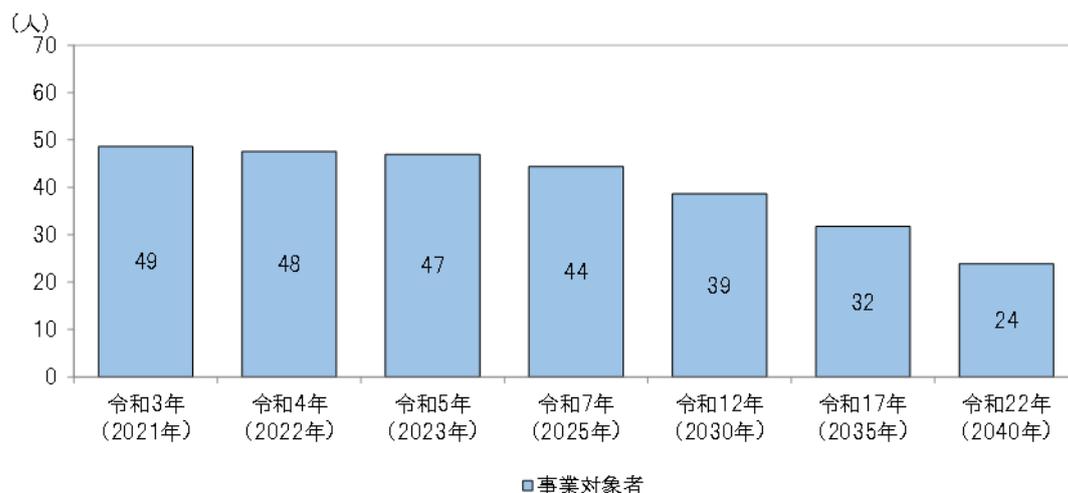
※資料：厚労省「介護保険事業状況報告（月報）」

人口推計結果と令和2（2020）年9月末時点の要介護認定率を基に推計。

(3) 事業対象者数の推計（第8期介護保険事業計画より）

事業対象者数は、緩やかに減少していく見込みとなっており、計画期間の最終年である令和7年には44人程度となる見通しです。

単位：人							
区分	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
事業対象者数	49	48	47	44	39	32	24



※資料：神山町健康福祉課介護保険係調べ（各年3月末）を基に推計。

(4) 高齢者福祉と介護における課題

神山町の総人口は減少を続けており、少子高齢化が進んでいます。高齢化率は、平成30年に50%を超え、今後もさらに上昇する見込みです。人口減少に対して、世帯数の減少割合は緩やかであり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の割合が増加しています。このことにより、地域活動における担い手が不足し、高齢者への支援についても支え手の負担が大きくなっています。山間部の高齢者世帯の多くは、外出するための交通手段に不安を抱えている傾向にあり、地域での声かけや見守りを必要としている世帯も多くありますが、限界集落化した地域では、自助努力に限界があり、施策としての取り組みが必要となっています。

また、神山町の要介護・要支援認定者数は少しずつ減少する見込みとなっていますが、令和7年には団塊の世代が後期高齢者となり、介護サービスの需要は高まる事が予想されます。神山町は介護サービスを提供する事業所が他市町村に比べて少なく、支援についても限られているのが現状です。要支援・要介護状態となっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民のニーズに合わせた多様なサービスが必要となります。

(5) 施設・組織の見直し

引き続き指定管理者制度による運営を継続します。計画期間内に施設の拡大・縮小・廃止及び大規模な改修等の予定はありません。

4. 経営の基本方針

人口減少に伴って高齢者人口も減少傾向にありますが、高齢化の進行により介護サービスの需要は増加することが予想されます。令和3年2月現在、町内の通所介護事業所は神山町デイサービスセンターを含めて2か所となっており、民間事業者の積極的な参入が望めない中山間地域において、神山町デイサービスセンターは、居宅介護ニーズの受け皿として重要な役割を担っています。

要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域で本人の能力に応じて生き甲斐を持った日常生活を営むことができるよう、関係機関と連携を取りながら安定的・継続的にサービスを提供するために、指定管理者制度を継続し、民間事業者のノウハウを活かしたサービス向上とコスト削減を図ります。

5. 投資・財政計画

(1) 投資についての考え方

計画期間内に、大規模な投資の予定はありません。

(2) 財政についての考え方

現時点では需要もあり、事業運営に関する経費は全て介護報酬等で賄えているため、資金不足には至っておりません。事業計画、予算、決算等の実績を町で評価し、指定管理者が適切なサービスの提供と安定した運営を行うことができるよう適切な助言を行います。

6. 経営戦略の見直しに関する事項

指定管理者からの定期報告等により進捗管理を行い、計画期間内であっても、神山町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の見直しや行財政状況、社会情勢等により経営環境に変化が生じた場合は、本計画の見直しを行います。